

投票日
7月10日

第24回参議院議員通常選挙 山田町長選挙

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が6月22日公示、7月10日を投票日として行われます。選挙権年齢引き下げ後の初の国政選挙で、本町では町長選挙も同日に行われます。各候補者の声に耳を傾け、未来を決める大切な一票を投じましょう。

各選挙の投票方法

今回の参議院議員通常選挙は、岩手県選出議員（投票用紙は黄色）と比例代表選出議員（投票用紙は白色）の2種類の投票が行われます。投票方法は次のとおりです。

▽岩手県選出議員 投票用紙に候補者の名前を書き、投票

▽比例代表選出議員 非拘束名簿式により、候補者の名前か政党名のいずれかを書いて投票

山田町長選挙の投票方法は記号式です。投票用紙（白色）には、投票しようとする候補者の氏名の上欄に「○」を記入してください。

当日の投票は午後6時まで

10日の投票時間は午前7時から午後6時まで、投票所は次ページ表の町内20カ所となっています。

投票に出掛ける際は、後日配布される入場券に記載されている投票所をご確認ください。

係員が投票を補助します

自筆で投票するのが難しい人には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおり投票用紙に記入する代理投票制度があります。同制度の利用を希望する人は、投票所で係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は堅く守られ、一切口外されません。

この制度は、期日前・不在者投票所でも利用できます。

町内で投票できる人

投票できる人は次に該当する人です。

▽平成10年7月11日以前に生まれた人で、平成28年4月4日までに本町に転入届けをし、引き続き住民基本台帳に登録されている人

※平成28年4月5日以降に本町に転入届を提出した人は、前住所地に選挙権があります。

本町で不在者投票をするか、前住所地で投票してください。なお、町内で転居する予定の人は次の投票所で投票することとなります。ご注意ください。

① 6月10日までに届け出をした人：新住所地で投票

② 6月11日以降に届け出をした人：旧住所地で投票

期日前不在者投票のご利用を

6月23日（山田町長選挙は7月6日）から、期日前・不在者投票が行われます。同制度を利用し、棄権することのないようにしましょう。

◆場所と時間

・役場2階特別会議室

▽期間 6月23日～7月9日

▽時間 午前8時半～午後8時

（土・日曜日と同じです）

・船越防災センター、豊間根生活改善センター

▽期間 7月6日～9日

▽時間 午前8時半～午後6時

（土曜日と同じです）

◆持参する物 入場券

◆即日開票です

開票作業は、投票日当日の午後8時から、山田南小学校体育館で行われます。

◆問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（☎82-3111 内線418）へどうぞ。



18歳から投票できます（山田高校で行われた選挙啓発授業）